

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月17日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県京都郡苅田町長浜町1番地1

氏 名 九州電力株式会社 苅田発電所

所長 一丸 雄二

電話番号 (093)436-1731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	九州電力株式会社 苅田発電所
事業場の所在地	福岡県京都郡苅田町長浜町1番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	F電気・ガス・熱供給・水道業/33電気業/331電気業/3311発電所
②事業の規模	2,373億円
③従業員数	56
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①(図1～図6)のとおり

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項・・・別紙③(1)、(2)のとおり

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標（令和 6年度）】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標（令和 年度）】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標（令和 年度）】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標（令和 年度）】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項・・・別紙④(1)、(2)、(3)、(4)のとおり

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	—		

(第5面)

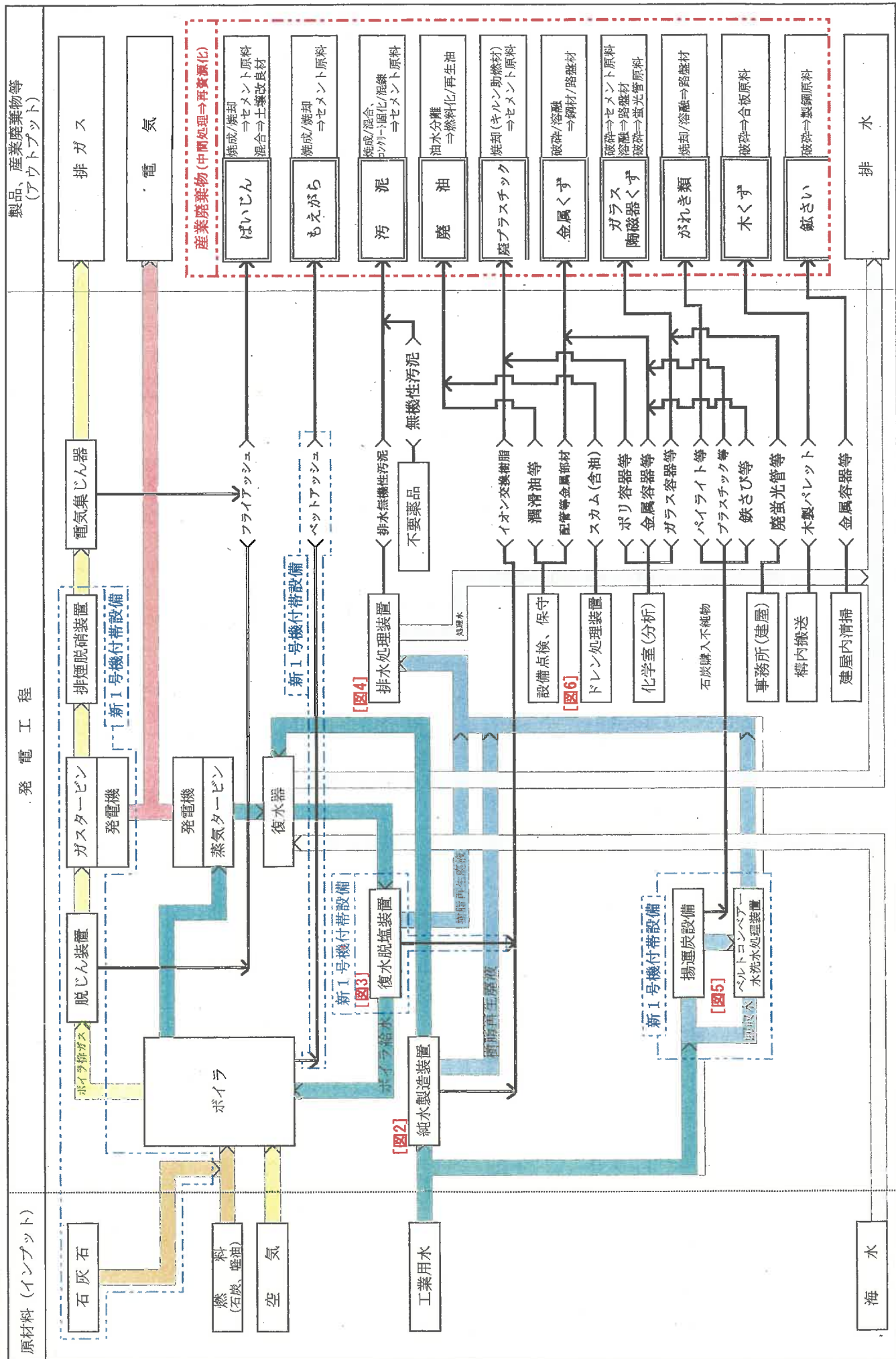
② 計画	【目標（令和 6年度）】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

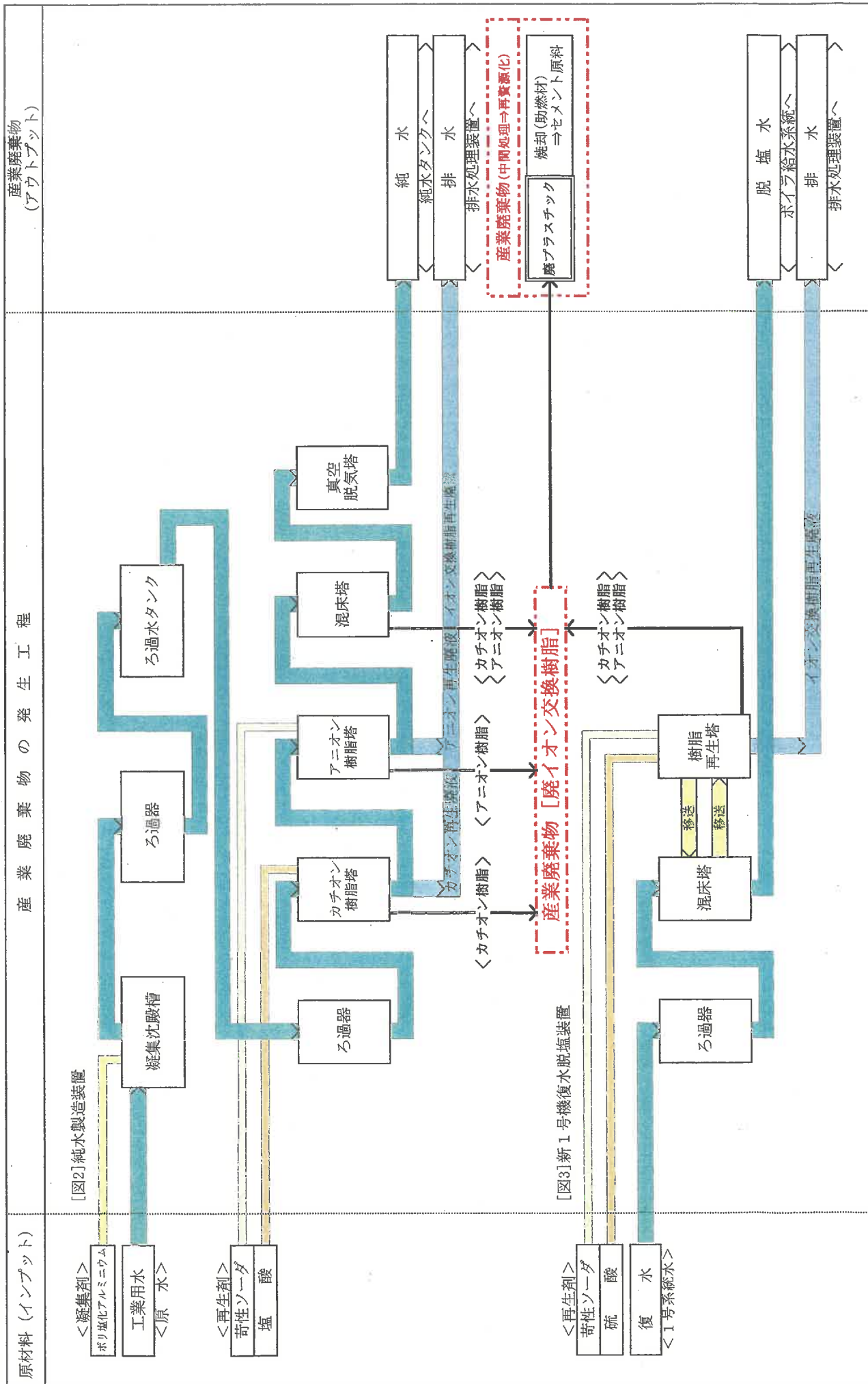
④産業廃棄物の一連の処理工程 (図1)・・・【総】

図1「発電所フロースHEET」



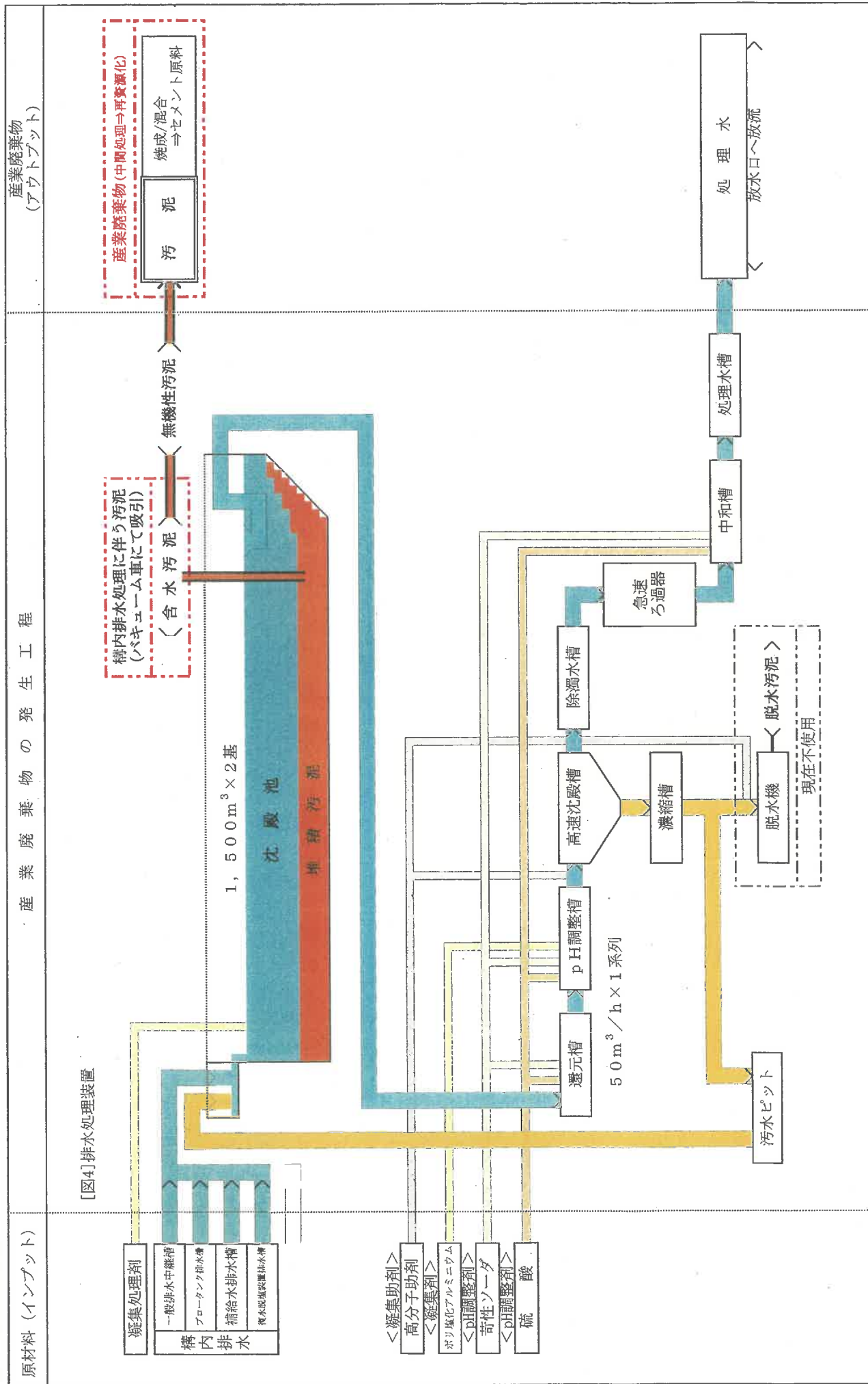
④産業廃棄物の一連の処理工程 (図2、図3)・・・【廃プラスチック】

図2「純水製造装置フロースHEET」、図3「新1号機復水脱塩装置フロースHEET」



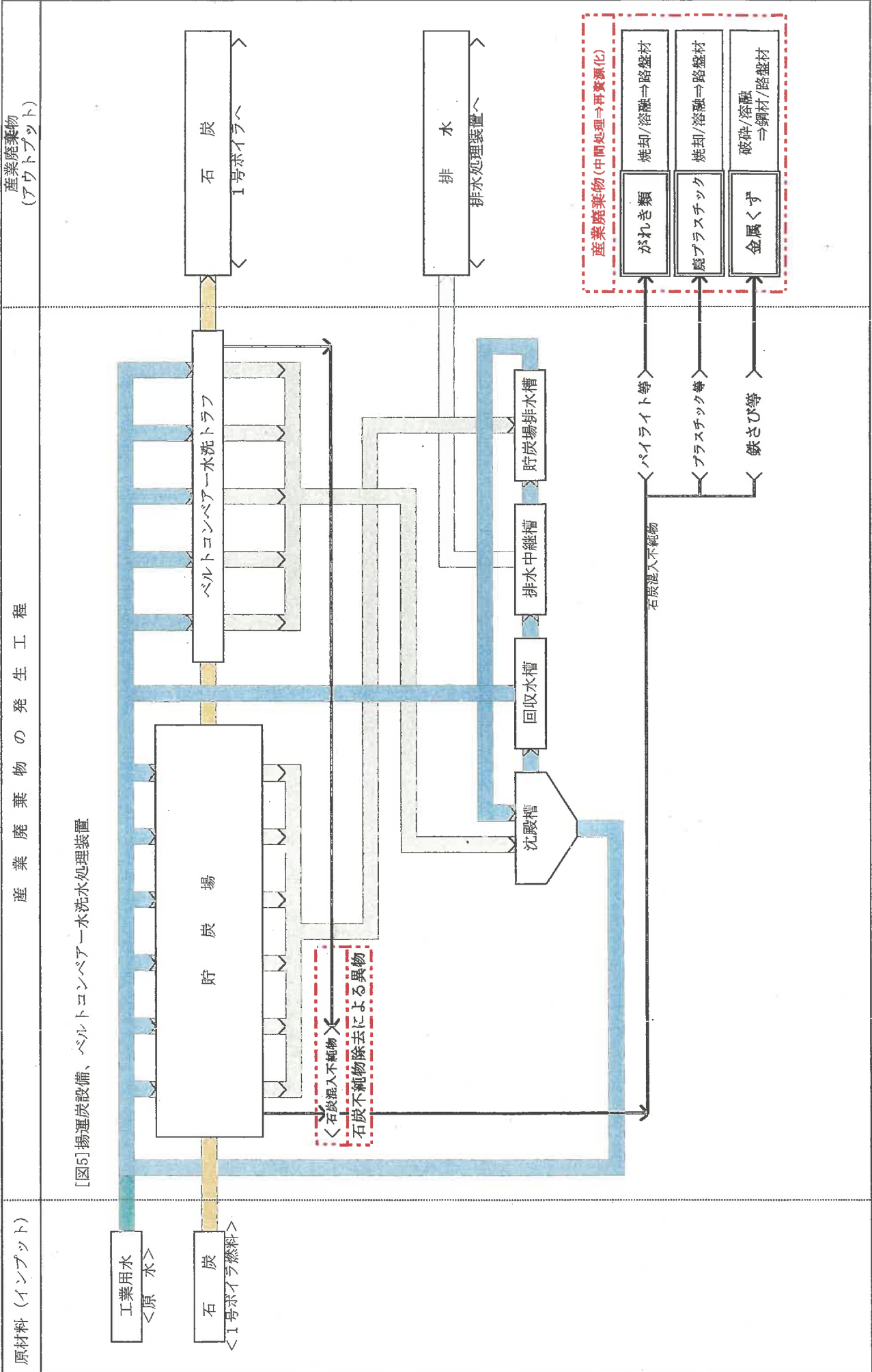
④産業廃棄物の一連の処理工程 (図4)・・・【汚泥】

図4「排水処理装置フローシート」



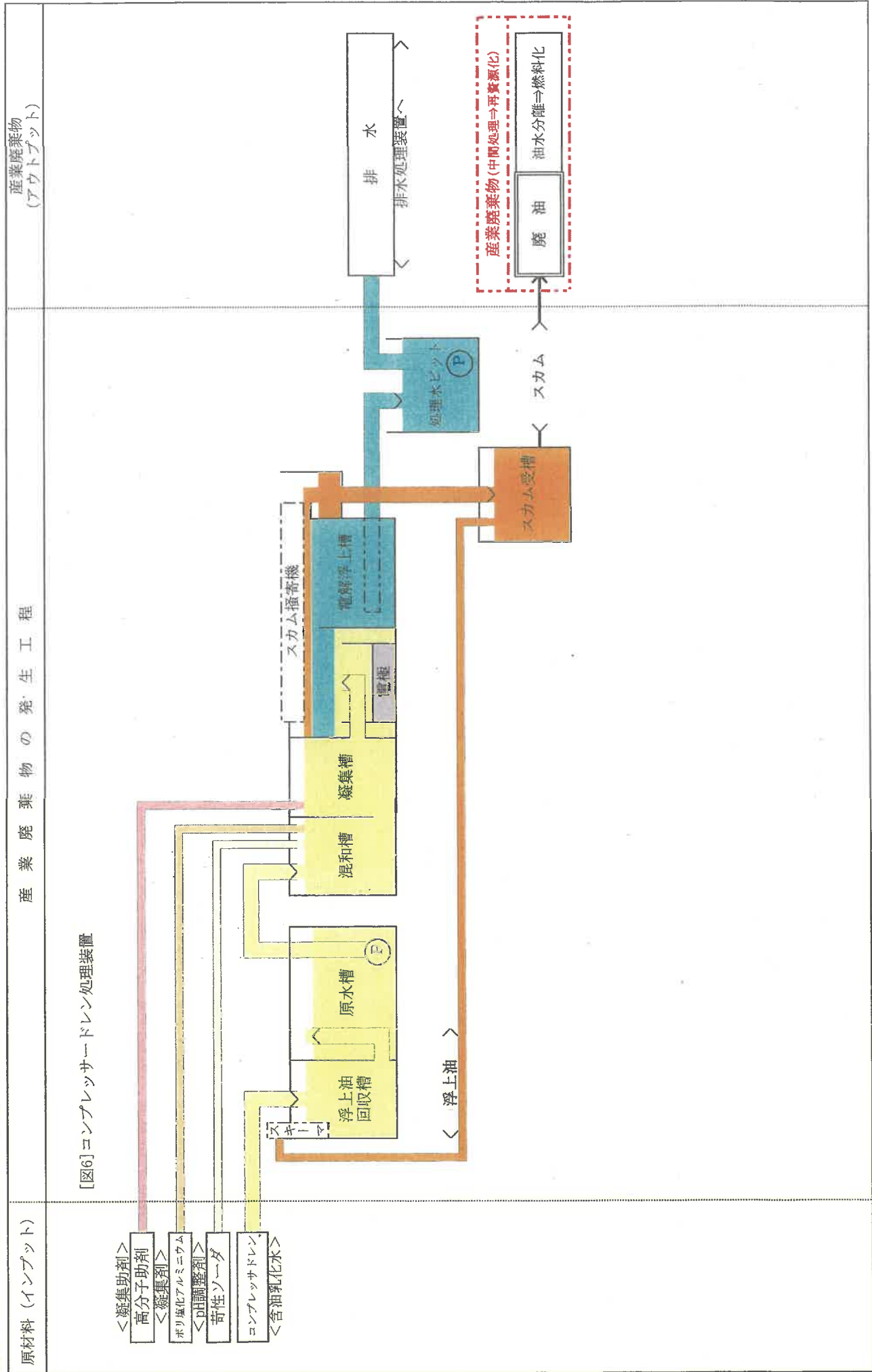
④産業廃棄物の一連の処理工程 (図5)・・・【がれき類】【廃プラスチック】【金属くず】

図5「揚運炭設備、ベルトコンベアー水洗処理装置フロースHEET」

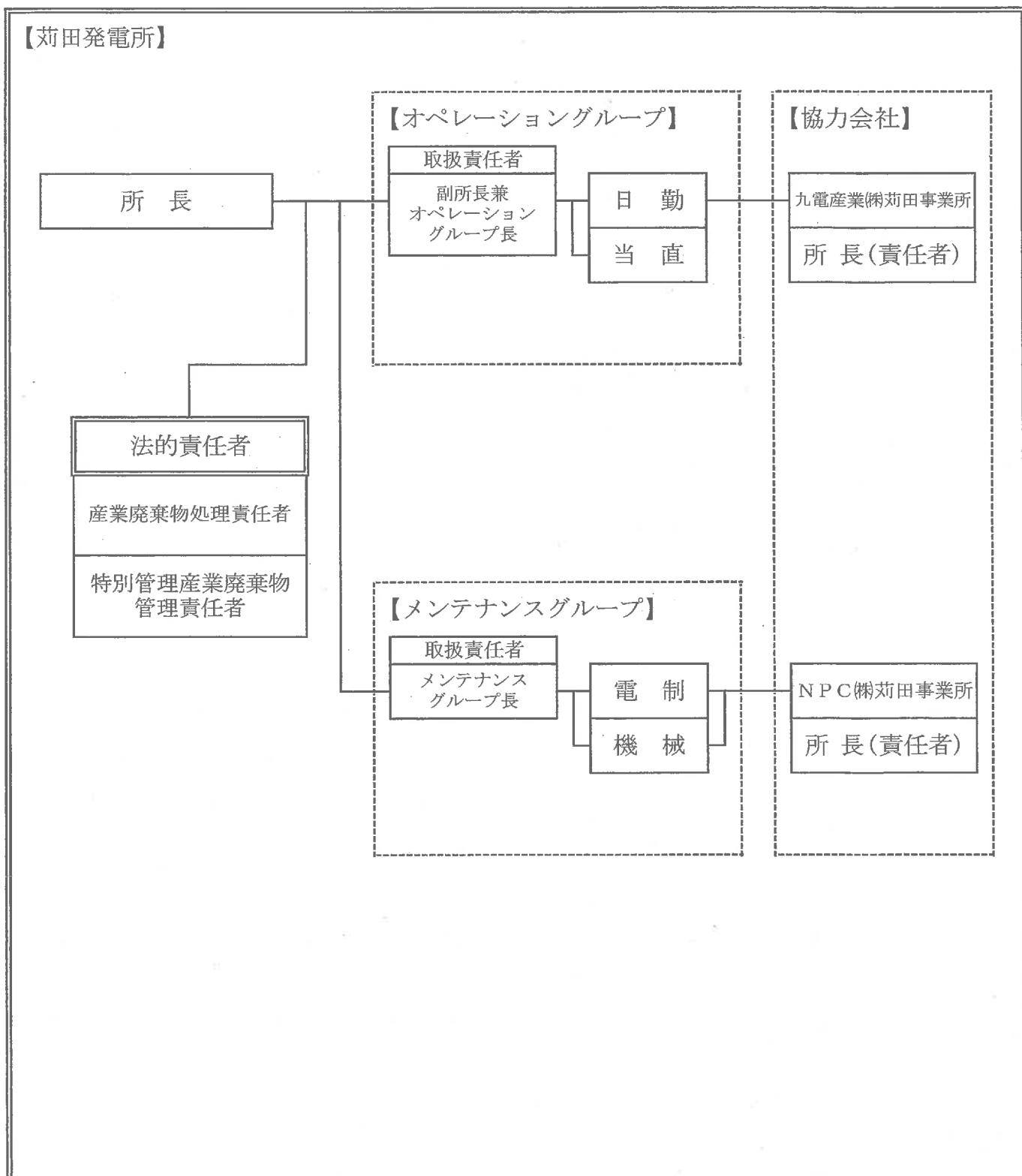


④産業廃棄物の一連の処理工程 (図6)・・・【廃材】

図6「コンブレッサードレン処理装置フローシート」



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻
排出量	19,644.04 t	2,412.72 t

(これまでに実施した取組)

【ばいじん】有価販売の促進による産業廃棄物排出量の抑制
 【燃え殻】脱硫代替剤として再利用促進による産業廃棄物処分量の抑制

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
排出量	94.38 t	3.79 t

(これまでに実施した取組)

【汚泥】特に取組みなし
 【廃油】特に取組みなし

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス・陶磁器くず
排出量	0.47 t	0.23 t

(これまでに実施した取組)

【廃プラスチック】特に取組みなし
 【ガラス・陶磁器くず】特に取組みなし

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	—
排出量	0.23 t	—

(これまでに実施した取組)

【木くず】特に取組みなし

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

②計画

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
排出量	1,700.00 t	4,500.10 t

(今後実施する予定の取組)

【燃え殻】脱硫代替剤として再利用促進による産業廃棄物処分量抑制の継続
 【汚泥】特に取組みなし

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック
排出量	5.50 t	7.00 t

(今後実施する予定の取組)

【廃油】有価販売の促進による産業廃棄物排出量抑制の継続
 【廃プラスチック】特に取組みなし

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス・陶磁器くず
排出量	1.50 t	3.12 t

(今後実施する予定の取組)

【金属くず】有価販売の促進による産業廃棄物排出量抑制の継続
 【ガラス・陶磁器くず】特に取組みなし

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	がれき類	—
排出量	0.30 t	—

(今後実施する予定の取組)

【がれき類】特に取組みなし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻
全 処 理 委 託 量	19,644.04 t	2,412.72 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	191.16 t	— t
再生処理業者への 処 理 委 託 量	19,452.88 t	2,412.72 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t

(これまでに実施した取組)

【ばいじん】セメント原料、土壌改良材、土木用材料として再利用
 【燃え殻】セメント原料として再利用

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
全 処 理 委 託 量	94.38 t	3.79 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	3.79 t
再生処理業者への 処 理 委 託 量	94.38 t	— t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t

(これまでに実施した取組)

【汚泥】セメント原料として再利用
 【廃油】油水分離後、再生燃料油として再利用

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス・陶磁器くず
	全処理委託量	0.47 t	0.23 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.47 t	0.23 t
	再生処理業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	【廃プラスチック】 セメントキルン助燃剤として使用後、セメント原料として再利用		
	【ガラス・陶磁器くず】 熔融後、路盤材として再利用、破碎後、蛍光管原料として再利用		
	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	—
	全処理委託量	0.23 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.23 t	— t
	再生処理業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	【木くず】破碎後、合板原料として再利用		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
全処理委託量	1,700.00 t	4,500.10 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
再生処理業者への 処理委託量	1,700.00 t	4,500.10 t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t

(今後実施する予定の取組)

【燃え殻】セメント原料として再利用の継続
 【汚泥】セメント原料として再利用の継続

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック
全処理委託量	5.50 t	7.00 t
優良認定処理業者への 処理委託量	5.50 t	7.00 t
再生処理業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t

(今後実施する予定の取組)

【廃油】油水分離後、再生燃料油として再利用の継続
 【廃プラスチック】
 セメントキルン助燃剤として使用後、セメント原料として再利用の継続

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標（令和 6 年度）】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス・陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	1.50 t	3.12 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.50 t	3.00 t
	再生処理業者への 処 理 委 託 量	— t	0.12 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	【金属くず】 溶融後、鋼材、路盤材として再利用の継続 【ガラス・陶磁器くず】 溶融後、路盤材として再利用の継続 破碎後、蛍光管原料として再利用の継続		
	【目標（令和 6 年度）】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	0.30 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.20 t	— t
	再生処理業者への 処 理 委 託 量	0.10 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	【がれき類】 溶融後、路盤材として再利用の継続		